

## 低所得の子育て世帯に対し 子育て世帯生活支援特別給付金を給付します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月）において、物価高騰に直面する生活困窮者への支援策として、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給が盛り込まれました。この決定を踏まえ、6月末から横浜市での支給を開始します。

なお、この給付金の支給は、令和4年第1回市会臨時会での議決により決定します。

### 1 給付金の概要

#### (1) 支給対象者

##### 低所得のひとり親世帯（約2万世帯）

- ア 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方《申請不要》
- イ 公的年金等の受給により令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限ります。）
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、児童扶養手当受給水準まで収入が減少した方

##### その他の低所得の子育て世帯（約2万世帯）

- エ 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である方《申請不要》
- オ 上記エのほか、対象児童（18歳になる年度の末までの子（障害のある児童については20歳未満）※）の養育者で、以下のいずれかに該当する方（※令和4年4月以降令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。）
  - ① 令和4年度分の住民税均等割が非課税である方
  - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税が非課税の方と同様の事情にあると認められる方

#### (2) 給付額

児童1人あたり 5万円

#### (3) 支給方法

支給対象者アの方については、申請手続き不要で6月29日（水）に、児童扶養手当の受給口座に振り込みます。

支給対象者エの方については、申請手続き不要で6月29日（水）以降順次、児童手当又は特別児童扶養手当の受給口座へ振り込みます。

支給対象者イ、ウ、オの方については、申請が必要です。7月1日（金）から申請を受け付け、審査終了後に順次指定の口座へ振り込みます。なお、「令和3年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」を申請した方には、令和4年7月上旬に申請書と返信用封筒（切手不要）を同封したご案内をお送りします。

手続きの詳細は、市ウェブページでご案内します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/teate/kosodatekyufukin.html>



#### （4）申請受付期間

令和4年7月1日（金）から令和5年2月28日（火）まで《必着》

## 2 市民向け問合せ先

横浜市子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

令和5年3月31日（金）までの月～金曜の午前9時～午後5時

（祝・休日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

電話：0120-567-390 FAX：045-641-8412

※制度の概要、支給対象要件の説明及び申請書の送付依頼等に対応します。

お問合せ先	
こども青少年局こども家庭課長	上原 嘉明 Tel 045-671-2364